

第67回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	<p>審議事項</p> <p>ア 横浜市屋外広告物審議会の役員選出</p> <p>イ 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出</p> <p>ウ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例</p> <p>(ア) 野外シネマ上映のためのスクリーンの設置</p> <p>(イ) 照明塔への屋外広告物の設置</p> <p>エ 横浜市屋外広告物条例等の改正</p> <p>報告事項</p> <p>ア 屋外広告物の安全啓発</p> <p>イ 「横浜サイン」普及啓発事業</p> <p>ウ 観覧車の照明演出</p>
日 時	令和3年3月1日(月) 午後1時56分から4時18分まで
開催場所	横浜市庁舎18階共用会議室みなと4・5
出席者 (敬称略)	<p>委 員：岩村和夫、小泉雅子、泉 路代、木伏慎治、齋藤和雄、齋藤 貫、田中喜芳、中谷忠宏、馬場勝己、山崎洋子</p> <p>事務局：榊原 純(都市整備局地域まちづくり部長)、吉田和重(都市整備局景観調整課長)、瓜田智也(都市整備局景観調整課係長)</p> <p>【審議事項ウ(ア)】</p> <p>事業者：株式会社横浜赤レンガ</p> <p>【審議事項ウ(イ)】</p> <p>事業者：株式会社横浜DeNAベイスターズ</p> <p>【報告事項ウ(ウ)】</p> <p>事業者：セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長</p>
欠席者 (敬称略)	なし
開催形態	公開(傍聴者0人)
決定事項	<p>審議事項ア、イ、ウ：事務局の案のとおり了承された。</p> <p>審議事項エ：委員の意見を会長がとりまとめ、会長が事務局案を調整することについて了承された。</p>
議 事	<p>開 会</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長</p> <p>では、定刻よりちょっと前でございますけれども、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより第67回横浜市屋外広告物審議会を始めます。どうぞよろしく願いいたします。私は、横浜市都市整備局景観調整課長の吉田と申します。事務局を務めます。どうぞよろしく願いいたします。恐れ入りますが着座で進行させていただきたいと思っておりますので、失礼いたします。</p> <p>まず最初に、今回は2年に1度の委員の方の改選になっておりまして、本日から新たに委員にご就任いただいた方が3名いらっしゃいます。私からご紹介させていただきますので、一言ずつ挨拶いただければと思います。ちなみに、本日の資料の2ページ目、2枚目と思っておりますけれども名簿がございます。50音順に並んでおります。この名簿もご参照いただきながらお聞きいただければと思います。名簿の一番上の泉路代委員でございます。</p> <p>(泉委員)</p> <p>泉路代と申します。横浜市で弁護士をしております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長</p> <p>ありがとうございました。続きまして、木伏慎治委員でございます。</p> <p>(木伏委員)</p> <p>皆さん、初めまして。横浜市商店街総連合会から来ました木伏と申します。本業は港北ニュータウンの仲町台駅前不動産業をやっております。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長</p> <p>よろしく願いいたします。最後に、名簿では5番目に記載させていただいております齋藤和雄委員でございます。</p>

(齋藤 (和) 委員)

神奈川県広告美術協会から参りました齋藤と申します。よろしく申し上げます。簡単に言うと看板屋です。横浜市さんとはいろいろ安全点検まち歩き等をさせていただいております。主に安全の面から特に我々は力を入れて活動させてもらっています。よろしく申し上げます。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございました。そのほかの7名の委員の方は前回から引き続きお願いしている委員の方でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局を代表いたしまして都市整備局地域まちづくり部長の榊原からご挨拶をさせていただきます。

(榊原部長)

皆さん、こんにちは。お忙しい中この審議会にお集まりいただきありがとうございます。私は地域まちづくり部長の榊原と申します。よろしく申し上げます。今回、33期という形でここにそろっている10名の方に引き続き広告物審議会にご協力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

この広告物審議会はおおむね年に2回ほど開催しておりまして、市の条例に基づく特例許可というものについてご審議いただくような場でもありますし、広告についてはデザイン面も含めて皆さんのご意見を頂いて、これは許可にふさわしいのかどうかということもこの場でご議論いただいております。先ほど神奈川県広告美術協会の齋藤様からお話がありましたけれども、広告物は安全というのも非常に大事でして、景観もそうですし、板面自体、看板自体の美しさというのも大事ですけども、風が強いときとか台風が来たときに看板が落ちてくるという事故も発生しています。そういうことは商店街の方たちと一緒にまち歩きの取組をさせていただいて、今年度も8か所8つの商店街の方たちと一緒に取り組む予定でしたが、後半はやはりコロナの影響で中止になったところもありました。例年は4～5団体のところ今年度は8団体のご協力をいただき、商店街の方たちも看板、広告物に対して関心を持っていただいております。

もう一つ、神奈川県広告美術協会、我々はふだん神広美（しんこうび）と呼んでいるので神広美と呼ばせていただきますが、安全まちづくり以外に横浜サインの普及にも一緒に取り組んでいます。3月1日、本日は横浜サインの日と横浜市では位置づけておりまして、先月27日に本来は横浜サイン・フォーラムを開催する予定でしたが、やはりコロナの関係で延期して6月に行う形で予定していますけれども、これについても神広美の方たちと一緒に企画して、どうすれば横浜の景観に合った横浜らしいサインが普及するかというような取組もしております。

です、広告物という規制の面があるような印象を受けられると思いますが、規制をしつつもより美しい、横浜の景観らしい、横浜の街の品格にあったようなものも推進していこうという取組もしていますので、この場においてもそのような視点を皆様も持っていて、ご協力いただければと思います。33期も引き続きよろしくお願ひいたします。

審議事項

ア 横浜市屋外広告物審議会の役員選出

(事務局) 吉田景観調整課長

それでは、ここから審議会に入りたいと思います。屋外広告物条例の施行規則によりますと、会議の議長につきましては会長が務めることとされてございますが、今回は2年の委員の改選後初めての会なので、まだ会長が決まっておりません。会長についてはこの後の審議事項のAで行いますので、それまでの間は僭越でございますが、会議の進行は私が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、審議会の成立についてご報告いたします。審議会の委員は10名ほどいらっしゃいますけれども、ご覧のとおり10名の方に今日は全員に出席していただいておりますので、当然会議が成立するということをご報告させていただきます。

それでは、次第(2)審議事項に入ります。審議事項ア、横浜市屋外広告物審議会の役員選出についての審議に移ります。任期が新たになりましたので、改めて会長と副会長を選出させていただきます。会長と副会長の選出につきましては、横浜市屋外広告物条例施行規則に基づきまして、委員の互選になっております。自薦、他薦、あるいはご意見などがございましたらお願ひいたします。

(齋藤 (貫) 委員)

ご意見も出ていないようなので、事務局の考え方があればお示しいただければと思います。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。事務局といたしましては、会長には前期まで会長を務めていただいた岩村委員、副会長には景観やデザインを専門に研究されている小泉委員にお願いできないかと考えております。いかがでしょうか。

(了承)

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。それではご異議なしということでございますので、岩村委員に会長を、小泉委員に副会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手数でございますが、岩村会長と小泉副会長につきましては、席をご用意していますので、そちらにご移動をよろしく願いいたします。

(席移動)

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。それでは、以降の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。岩村会長、よろしく願いいたします。

(岩村会長)

岩村でございます。ただでさえのどがおかしくなっていてマスクもしていますのでほとんど聞こえないのではないかと危惧しております。もしそのようなことがあればご指摘ください。座って失礼いたします。それでは、今期の会長も務めさせていただきますので、皆様の協力をよろしく願いいたします。できるだけ早く終わらせたいと思います。マックスで2時間というのが私の信条でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、審議事項に入る前に、各案件について会議の公開及び非公開の是非について、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づきまして、附属機関の長は会議の一部または全部の非公開を決定することができるかとされております。これを踏まえて、本日の審議事項及び報告事項について、事務局より意見を申し上げます。本日の全ての審議事項及び報告事項につきましては、特に非公開とすべき内容はないと考えてございますので、公開案件にしたいと考えています。説明は以上でございます。

(岩村会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明を受けまして、全ての審議事項及び報告事項につきまして公開とすることにご意見はございますか。特にご意見がないようですので、そのとおりに扱いたいと思います。

(了承)

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございました。本日は傍聴席も用意しております。傍聴者がいらっしゃったら入れる形になります。現在のところはいらっしゃいません。それでは会長、引き続きよろしく願います。

イ 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出

(岩村会長)

それでは次第(2)イ、横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出についての審議に移ります。まず、審議事項イについて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

資料がございます。右肩に「審議事項 イ 第67回横浜市屋外広告物審議会」と書いてある1枚の資料がございますので、それをご覧ください。

「審議事項 イ 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出」でございます。特例許可につきましては、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等々に該当することが必要となります。特例許可をする際には、あらかじめ審議会の意見を聴くこととなっております。広告物と景観の調和を機動的かつ確実に審査できるよう、平成27年1月に詳しく検討するためにデザイン審査部会を設けております。その下に表でこれまでのデザイン審査部会の開催実績がございまして、平成27年から令和元年にかけてこれまで3回ほど開催しております。審査事項はご覧のとおりでございます。今期は特に後ほどご報告の中で説明させていただきますけれども、横浜サイン賞を5年ぶりにやっていきたいと思っており、横浜サイン賞のレギュレーションの決定だとか、あるいは審査に関しましてデザイン審査部会を開催して、その中で検討いただこうと思っておりますので、デザイン審査部会の委

員を今日選出したいと思っております。

1 ページ目の下には横浜市屋外広告物条例の施行規則を書いておまして、第33条に「審議会に、部会を置くことができる。部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。部会に、部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める」となっております。ちなみに、前期までの状況についてご説明しますが、3名の方にデザイン審査部会を務めていただいております。岩村会長、小泉副会長、中谷委員でございましたけれども、今年について決めていただきたいと思っております。説明は以上です。

(岩村会長)

ありがとうございました。デザイン審査部会の委員の選出についてですが、皆様方から何かご意見等があればお願いいたします。

特にないようですので、事務局の案などがありましたらよろしくお願いたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

事務局といたしましては、前期と同様3名の委員の方をお願いしたいと思っておりますが、まず景観やデザインを専門に研究されている岩村会長と小泉副会長。あと今回、特に先ほど私から申し上げましたけれども、サイン賞の選考がメインの検討事項になると考えておりますので、もうお一方は横浜にゆかりがあり、横浜のことをよくご存じで、いろいろ作品も多く執筆されている山崎委員をお願いしたらどうかと考えております。いかがでしょうか。

(岩村会長)

ありがとうございます。今の事務局案に皆様から何かご意見はございますか。

(丁承)

(岩村会長)

それでは、小泉副会長、山崎委員、私の3名を部会委員として指名することといたしますので、よろしくお願いたします。

続いて、部会長を部会委員の互選により選出することになってはいますが、いかがでしょうか。私としましては、特にグラフィックデザイン関連を専門にされている小泉委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(小泉副会長)

承知しました。

(岩村会長)

ありがとうございます。それでは、小泉副会長に部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。本件につきましては以上とさせていただきますと思います。

ウ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例

(ア) 野外シネマ上映のためのスクリーンの設置

(岩村会長)

続きまして、次第(2)審議事項のウ、横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について審議に入りたいと思っております。まず、審議事項ウ(ア)について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

資料がございます。右肩に「審議事項 ウ(ア)」と書いてある、ホチキスで留められている3枚のものでございます。ございますでしょうか。説明いたします。審議事項ウは、野外シネマ上映のためのスクリーンの設置でございます。

まず、1番の催事の概要をご説明いたします。催事の名称はSEASIDE CINEMA 2021でございます。主催はSEASIDE CINEMA 2021実行委員会で、横浜市文化観光局が後援しているものでございます。会場につきましては、横浜赤レンガ倉庫、カップヌードルミュージアムパーク、横浜ベイクォーター等々でございます。開催期間は令和3年5月1日から5月5日までです。緊急事態宣言がどうなるか分かりませんが、いずれにしてもコロナ対策をしっかりしながら行う催事と聞いております。概要でございますが、横浜都心臨海部の回遊性向上や街の魅力や賑わいの向上を図り集客に寄与することを目的に、横浜都心臨海部の各施設においてシネマ上映のイベントを共同で開催するものでございます。

2番で19条の特例許可対象の広告物について記載しております。名称は野外シネマ上映用スクリーンでございます。広告物の種類としては、広告板に該当いたします。設置場所は、カップヌードルミュージアムパークでございます。先ほど会場が何か所かあると申し上げましたが、カップヌードルミュージ

アムパークの中にあるものだけが特例許可の必要な案件となっております。その理由ですけれども、映像を表示する部分の表示面積が24.83平米ございまして、許可基準の上限である18.75平米を超えているためでございます。設置期間につきましては、開催期間の前後、準備等も合わせて4月30日から5月6日まででございます。

次の2ページに事務局としての考え方等がありますが、その前に状況を見ていただきたいと思えます。画面にも映すと思えますが、皆さんはお手元の資料で見ていただきたいと思えます。写真が何枚かございます。1ページ目の写真が場所でございます。カップヌードルミュージアムパークの赤く示した場所で行います。新港地区の先のほうで海に面するところでございます。手前にMARINE & WALKという商業施設がございます。写真の2枚目をご覧くださいと思います。シアターMARINE & WALK（スクリーン詳細①）を見ていただきますと、左側の絵には人も描いておりますので、大きさなども分かると思えます。空気で膨らませてスクリーンを立ち上げるタイプのものでございます。右の写真にはこの辺りに設置するという感じが出ております。同じものが次の写真でございまして、海と商業施設に挟まれたプロムナード的な空間にスクリーンを立ち上げて設置するものでございます。次のスクリーン詳細③も別の角度から見るとこんな感じになりますといった写真でございまして、ご覧ください。

こういった感じになるということ踏まえまして、2ページ目にお戻りいただきたいと思えます。事務局としての考え方の（1）事務局の意見。横浜市屋外広告物条例第19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると思えます。

（2）理由のア、公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由でございまして、SEASIDE CINEMA 2021は、①話題性・集客性の高いイベントを横浜都心臨海部の各施設で開催することで、横浜のイメージアップとエリアへの集客を図ること、②映画を上映することで身近に文化芸術を親しむ機会の提供や、魅力の発信を行い、文化芸術によるまちづくりを推進すること、③ナイトコンテンツを充実させることで、ナイトタイムエコノミーの推進を図ることを目的としており、実施にあたり公益上の理由が認められると考えております。また、映画を上演する特性上、スクリーンの設置はやむを得ないと判断できます。

イの景観を阻害しないと認められる理由は4つございます。①設置期間は令和3年4月30日から5月6日までの7日間と短期間であること。②各日の上映時間は2時間程度と聞いております。スクリーンの設置は上映時のみに限られる。先ほど空気で膨らますタイプと申し上げましたけれども、上映しない昼間などはしばませて撤去しておくということでございます。③表示面積が許可基準の1.3倍程度であり、超過部分が少ないこと。④海岸に対してスクリーンを垂直に設置するというので、海に向かった眺望景観への影響が少ないとともに、隣接する商業施設の建物より低い高さであることから、周囲の景観への影響が少ないと認められると考えております。これらを総合して判断し、景観を阻害しないのではないかと考えております。事務局の説明は以上です。

（岩村会長）

ご説明が終わりましたので、これより審議に移りたいと思えます。野外シネマ上映のためのスクリーンの設置についてご発言があれば自由にお願いたします。

（泉委員）

今回の特例許可を必要とする理由についてなのですが、表示面積を超えていることが理由であって、それ以外について規制もしくは制限の範囲内と理解してよろしいですか。

（事務局）吉田景観調整課長

そのとおりでございます。

（泉委員）

そうすると、広告板の大きさ自体は特に問題がなく、その中に表示されている映像の部分の大きさと理解でよろしいですか。

（事務局）吉田景観調整課長

そうでございます。

（泉委員）

その規制の条文は、横浜市屋外広告物条例施行規則のほうになるのでしょうか。何条になるのか教えていただければと思えます。

（事務局）瓜田景観調整係長

屋外広告物条例施行規則の第6条第1項第1号アにございまして。この中に括弧書きがございまして、映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積に4を乗じて得た面積とその

他の部分の表示面積との合計を映像装置の面積と定めております。横浜市では広告板の表示面積の総計が75平方メートルまでとなっております。そこから4分の1を掛けた面積が今回お示ししている18.75平米となっております。今回映像として表示される面積が24.83平方メートルということで、18.75平方メートルを引いた部分の面積が超過していることとなります。

(泉委員)

ありがとうございます。そうしますと、広告板の大きさなどは問題ないけれども、その中に表示されている映像の大きさが1.3倍ということが規定から外れると。その分をやむを得ない理由でよいとしていかを考えるとということですね。ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかいかがでしょうか。

(馬場委員)

単純な質問ですが、時間的には2時間ということですが、夜に上映するわけですか。それからもう一つ、雨天の場合はどうなりますか。この辺を教えていただけたらと思います。

(事務局) 吉田景観調整課長

事業者から答えます。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

実行委員会代表の横浜赤レンガのコヤマと申します。答えさせていただきます。まず、夜のみ上映いたしまして、上映時間は7時から9時を予定しています。前後2時間ぐらいの準備の時間ということで、その時間に表示装置を膨らませて設置するということを考えております。また、当然屋外なので、雨天中止と考えております。以上です。

(山崎委員)

どんな映画が上映されますか。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

横浜赤レンガのホンダと申します。上映作品はまだ検討中ですが、MARINE & WALKに関してはミニシアター系映画で検討しております。具体的には、まだ決定ではありませんが、『ニュー・シネマ・パラダイス』とか『パルプ・フィクション』、『ポンヌフの恋人』等、代表的なミニシアター系映画で検討しております。以上です。

(岩村会長)

音響はいかがでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

音響については一般的なオープンシアターの音量ということで、90デシベルぐらいの音が出ます。横浜市さんの広場の音響の音量が80デシベルということになっています。これはいわゆる敷地境界線ですので、映画の敷地の外に出ると80デシベルよりも抑えられるかなということで、通常のオープンシアターの音量が出るということになります。

(岩村会長)

もう一つ関連の質問ですが、先ほど雨天の場合は中止というお話がありました。強風の場合はどうするのでしょうか。風速何メートル以上はやめるとか、そういう決まりはありますか。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

横浜赤レンガ社として広場の管理等もやっておりますが、強風に応じて当然スクリーンを畳んだりします。この基準については我々で定めている基準がありまして、強風に応じて畳むという運用をしております。

(岩村会長)

天候についての記述もどこかに書かれたほうが良いような気がします。ぜひお願いいたします。安全性の問題です。ほかに。どうぞ。

(田中委員)

今話題になっているのはスクリーンだけですが、このイベントの機材配置システムがいま一つよく分からないのですが、スクリーンというと映すだけでプロジェクターがあると思います。プロジェクターについては特にここで審議する対象になっていないのでしょうか。あと岩村会長のお話にもありましたように、プロジェクターとスクリーンを設置する場合にいろいろな配線もあると思いますが、その辺の観客に対する安全というのはどのようにお考えでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

まず、私のほうから。審議案件としてはスクリーンでございまして、それを映す機械は対象外でござ

います。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

安全対策について、今回はMARINE & WALKの前でやりますけれども、実行委員会の代表幹事として我々横浜赤レンガがやっておりますが、ふだんイベントでやっているような安全基準にのっとって施工等もやりました。今ご質問いただきましたが、当然、風問題とかには十分ウエートをつけた上で安全対策を施していこうということで計画しております。例えばスクリーンの写真をご覧くださいと、ちょっとウエートがついているような写真があるかと思えます。スクリーン詳細①です。アンカーで引っ張っていただけますけれども、4トン以上の重たい重りを置いてスクリーンを固定しますし、当然、映写機についても動かないように固定して施工を計画してまいります。

(山崎委員)

観客は何人ぐらい入れるのですか。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

現状、こちらのエリア内で202名の想定となっております。もちろんきちんとソーシャルディスタンスを取った上で、対面にならないようスクリーンを向いて座っていただいて、座席に関しても印をつけてこの範囲内に座ってくださいというような運用にして、コロナ対策をきちんと取った上で収容して実施するというところで考えております。

(山崎委員)

そうすると、チケットを買わなかった人からはあまり見えないような構造になっているのでしょうか。チケットが要りますよね。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

こちらは無料での実施を想定していますが、コロナがございますので、密にならないように事前に整理券を配布しまして、それをお持ちの方のみご覧いただけるような形で考えております。ご覧にならない方に関しては、エリアの境界部分にスタッフ、警備をつけまして、滞留しないようにきちんと配慮して行う予定となっております。

(小泉副会長)

プロジェクターは今の審議の対象外ということですが、きっと映っている図に書いてあると思います。が教えていただきたいのですけれども、プロジェクターはどこから投影するのですか。前から映すのですか。裏から透過で映すのですか。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

図面に2つ入ってまして、スクリーンの手前にP Jと書いたものと、後方にも同じくP Jと書いたものが映っています。今どちらを使用するかは検討しております。前方にプロジェクターを置くのか後方から投影するのか、会場の構造面を含めて今検討しております。

(小泉副会長)

ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかによろしいでしょうか。

(齋藤(貫)委員)

確認と質問ですが、まず期間が5月1日から5日までの5日間ということなので、屋外広告物の一定期間継続して表示というものについて、5日でも該当するというところでよろしいでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

はい。該当すると考えてございます。

(齋藤(貫)委員)

県の場合、5日のものは屋外広告物ではないという運用しているので、そこの確認でした。

あともう一つ、この写真とかで港側に3メートルのバッファゾーンみたいなものを取ってありますが、これは何のために取るのですか。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

こちらはカップヌードルミュージアムパークの遊歩道というか、一般の方が通れるようなエリアになっておりまして、海側3メートルを一般のお客様の動線として空けています。上映中も通路として使用できるように配慮しての実施ということで考えております。

(齋藤(貫)委員)

そうすると、ベンチや突起物があるみたいですが、その辺の注意とか、夜とかは大丈夫なのでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜赤レンガ

スタッフ、警備を上映中は常駐させるようにしていますので、そのあたりの安全面はお声掛けした上での実施ということで考えております。

(齋藤 (貴) 委員)

分かりました。

(岩村会長)

ほかいかがですか。

(中谷委員)

カップヌードルミュージアムの後ろ側からインターコンチネンタルのほうに女神橋というのができました。もともとここはランニングをしている方が結構多いです。よくご存じだと思いますが、そういった方がここを走られると結構危険かなというところもあって、スクリーンがあることでかなり狭められますので、そういったことの周知関係とか対応とかをしっかりといただければと思います。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。いろいろなご意見を頂きましたけれども、特に安全性の面、それから、上映を見る方とそうではない方々との区分けの問題や整理の問題、あと天候の問題ですね、その辺を含めてよろしくご配慮をお願いしたいと思います。本件について、そういうことを前提とした上で了承するというご異議はございませんか。

(了承)

(岩村会長)

それでは、了承されたということにしたいと思います。

(イ) 照明塔への屋外広告物の設置

(岩村会長)

続きまして、審議事項ウ(イ)について、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

資料は「議案 ウ(イ)」と書いてあるホチキス留めで5～6枚の資料がございます。これをご覧ください。審議事項ウ(イ)は、照明塔への屋外広告物の設置でございます。1で概要についてご説明いたします。名称は照明塔への屋外広告物の設置でございます。広告物の内容については、横浜DeNAベイスターズの選手の写真及びロゴでございます。設置場所は、横浜公園の中にあります横浜スタジアムの照明塔でございます。特例許可を必要とする理由でございますが、照明塔は禁止物件に該当するためです。設置期間につきましては、令和3年度のプロ野球シーズン中でございます。おおむね3月から11月をめどとしております。

次の事務局としての考え方の前に、これも図面というか位置関係とかをご確認いただきたいと思えます。1枚めくっていただいて、カラー物で「2021年 横浜公園装飾」と書いてあってベイスターズのマークがついている資料をご覧ください。それをめくっていただきますと、まず場所でございます。「装飾配置図及び遠景／公園外からのシミュレーション」と書いてあるペーパーに横浜公園及びスタジアムの配置図が描いてありますがこのような位置関係で、該当の照明塔については5号柱と6号柱でございます。5号柱は日本大通り側の照明柱、6号柱は地下鉄関内駅寄りの照明柱でございます。この2本が対象となっております。

次のページから、まず5号柱についてどのように見えるのかという写真及びシミュレーションの写真を載せてございます。左側が現状でございます。右側がシミュレーションです。少しシミュレーションは小さいのですが、照明塔の下の方に選手とベイスターズのマークを貼り付けてあります。次のページを見ていただきますと、公園の外から5号柱はどのように見えるのかを表した写真でございます。日本大通りの歩道から見るとこんな感じということで、手前に公園内の樹木がございますので見えないということを示す写真でございます。

続きまして6号柱につきまして、公園の中から見た感じは次のページの写真のとおりでございます。めくっていただきますと、次に「6号柱 公園外より」ということで、これも公園の外の道路、歩道空間から見たときのシミュレーションでございます。下がシミュレーションでございますが、照明塔の下に選手の写真とベイスターズのマークがあります。

その次のページが具体的にどのような写真を掲げるかということで、デザインは異なる場合がありますけれども、このようなイメージのものを掲げたいということでございます。

表紙に戻っていただきまして、2番の事務局としての考え方でございます。(1)事務局意見といた

しましては、条例第19条に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

(2)の理由のA、公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由でございます。横浜スタジアム及び横浜DeNAベイスターズでは、横浜市スポーツ推進計画にあるように、プロスポーツと地域との連携・協働の取組の中で、横浜の象徴としての横浜DeNAベイスターズを根づかせることで地域活性化を図っていることから、本広告物の掲出には、やむを得ない理由があると認められます。

イの景観を阻害しないと認められる理由でございますけれども、2つほどございます。iで周辺の道路上から見える景観の視点では、照明柱の下部であり、スタジアムの外壁とほぼ同じ高さに収まっているということでございます。設置位置につきましては、来場者を迎え入れる主な公園入口、尾上町通り、日本大通り側に設けられており、公園空間との調和を図っていると考えられます。また、設置高さについては、6号柱は、周辺道路上から見ると広告物の上端がスタジアムの外壁の上端を超えています。超える部分はわずかであり、一部が緑で覆われていることを踏まえ、景観を阻害しないものと考えます。5号柱については、周辺の道路上から見ると緑で覆われており、日本大通りからの景観も阻害していないと考えております。iiで掲出内容が、基本的に選手の姿で、色合いもスタジアムの壁面との調和に配慮されています。今シーズンに掲出する装飾デザインイメージは、選手ビジュアルをメインとするとともに、色合いも球団カラーの青を基調としたシンプルなデザインとなっておりますので、今回は景観を阻害しないと考えております。説明は以上でございます。

(岩村会長)

ありがとうございます。それでは、質疑に移りたいと思います。照明塔への屋外広告物の設置について、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。ここは随分これまでもいろいろ議論してきましたよね。どうぞ。

(中谷委員)

2つ質問があるのですが、1つは設置期間です。3月から11月がめどと書いてありますけれども、オープン戦などきちんとした日付が決まって、最後は恐らく日本シリーズまでであると思いますが、行った場合、行かなかった場合、その辺の対応がどうなるのかをお聞かせ願いたいと思います。それから、申請者はベイスターズの社長の岡村様となっておりますが、建物自体は横浜スタジアムさんの管理物になると思いますので、横浜スタジアムさんが申請するのではなく、ベイスターズさんが申請するというところでよろしいでしょうか。この2点でございます。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

ご質問ありがとうございます。横浜DeNAベイスターズ広報コミュニケーション部のヤマナカと申します。頂きました設置期間について、ご報告させていただきます。今日現在3月1日でございますが、本審議会を受けまして新たにパンチングの資料をしつらえるスケジュールの兼ね合いがございまして、3月からの掲出は難しいということになっております。現在、5月末から6月上旬、このあたりはオリンピックとの兼ね合いも鑑みまして、改めてスケジュールを引かせていただく段取りとなっております。

(事務局) 吉田景観調整課長

申請者は、関係性はいいわけですね。広告主としてでいいのですよね。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

施設につきましては横浜スタジアムの所有物でございますが、そちらのほうに掲出させていただきます。広告については、横浜DeNAベイスターズから出させていただくという形で、私どものほうから申請を出させていただいております。

(中谷委員)

シーズンのおしまいの11月のほうはいつ頃とか決まっているのでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

シーズンは変動的などころがございまして、現在NPBから出されております年間スケジュールは11月まで日本シリーズのスケジュールがございまして、このあたりも改めて再度申請が必要になる場合もありますけれども、現状は11月中で閉じさせていただくという段取りで考えております。

(岩村会長)

関連の質問ですが、選手の顔が出ますよね。その場合、仮にオリンピックが開かれたとします。そのときにベイスターズの選手の顔が出ていてもいいのでしょうか。IOCの関係とかいろいろあると思いますけれども。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

オリンピック期間中に関しましては、掲出内容についてまた別途確認と報告をさせていただく必要があると考えております。また別のタイミングでの議論をさせていただければと思います。

(岩村会長)

取ったり外したり大変ですね。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

日々確認をさせていただきながら、進めてまいりたいと思っております。

(岩村会長)

今年はぜひ頑張ってください。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

はい。ありがとうございます。

(田中委員)

施設そのものはベイスターズさんのものではなくてスタジアムのものですけれども、今回の広告物に関する安全の管理はベイスターズさんで責任を持ってされると考えてよろしいですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

今回の広告物の施工に関しまして、実際に広告を掲出するための柱にパネルを貼り付ける作業がございまして、そちらは横浜スタジアムさんの施設という観点から、横浜スタジアムさんに安全の確認をしていただく形になっております。実際に工事、施工のタイミングであったり掲出期間にどのような形で安全を担保するかについては、横浜スタジアムの施設管理担当の部隊と私どもが並行して、双方で確認管理をしていく形になります。

(田中委員)

毎回、これまでの経過にもありますように、この案件は7年にわたってずっと継続している案件です。そこで、これまでにいろいろ経験されていると思います。今の安全管理に関連して、大事に至らないまでもヒヤリとしたとかハッとしたとか、小さなトラブルもあったと思いますが、これまでの対処方法はどのようなことをされているのか、それとも全くそういった問題はなかったのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

私のほうで確認できているところは、昨年状況しか分かりかねるのですが、特に問題があったという報告を受けていないのが現状でございます。

(岩村会長)

ほかにはいかがでしょうか。特に質問もないようですので、本件について了承することでご異議はございませんか。

(了承)

(岩村会長)

ありがとうございます。それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

エ 横浜市屋外広告物条例等の改正

(岩村会長)

続きまして、次第(2)審議事項エ、横浜市屋外広告物条例等の改正についての審議に移りたいと思います。審議事項エにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

「審議事項 エ」と書いてある資料をご覧くださいと思います。4ページほどございます。条例の改正でございます。まず第1、制度を見直す趣旨でございますが、近年、プロジェクションマッピングなどの映像技術が進展し、様々な都市で盛んに行われるようになりました。これらの投影広告物の活用を促進するために、イベントで掲出する屋外広告物に関する規制を緩和しようと考えております。また、他都市において、老朽化した屋外広告物の落下等による人命に関わる重大事故が発生し、安全性の確保がより一層求められております。このため、屋外広告物が適正に管理がなされるよう、こちらは規制を強化し、市民の安全確保を図りたいと考えております。

角が取れた四角囲みで主な改正点を書いております。4つほどございます。1つ目、新たな屋外広告物の種類として投影広告物を定義したいと考えています。2ポツ目、まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について、大きさ等の基準の適用を除外するとともに許可を不要としたいと考えております。3ポツ目、大概の場合、3年ごとに継続許可が必要になってきますが、その申請の際に、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化したいと考えています。4ポツ目、違法な屋外

広告物の撤去命令に従わない者がいる場合は、その旨を公表していきたいと思っております。

この4つの改正点について、細かく説明をしております。第2の主な改正内容でございます。1番目のプロジェクションマッピング関係ですが、プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する新しい屋外広告物を投影広告物と新たに規定して、周辺環境への影響や交通の安全性に配慮しつつ、適切な規制を行っております。プロジェクションマッピングについて、横浜での事例がありましてその映像を流しますので、ご覧いただければと思っております。2例ほど流します。1つ目はインターコンチネンタルホテルの壁面に映したファイナルファンタジーというゲームに関する映像です。

(動画再生)

そんな感じでよろしいかと思います。本物はもっと長いです。

2つ目が横浜美術館でやったピカチュウ大量発生チュウです。

(動画再生)

こんな感じでよろしいかと思います。このようなプロジェクションマッピングが横浜の都心部におきましても行われるようになってきています。これまで屋外広告物条例の中でプロジェクションマッピングについては想定しておりませんので、どのように読むかということについて、若干横浜市側で困ったりしているところもありました。

資料に戻っていただきまして、(1)背景・理由でございます。先ほどと重なりますが、近年、プロジェクションマッピングに係る技術は大きく進展しており、近隣都市においても盛んに行われ、本市においても、活用ニーズが高まっていくと考えられています。また、プロジェクションマッピングを活用することで、まちの活性化や都市の魅力向上につながると横浜市側としても考えているので、規制緩和をしていきたいと。一方で、大きさや意匠等が常時変更可能であり、屋外広告物としても非常に目立ち影響が大きいと思っておりますので、周辺環境への影響や、ドライバー等への視認性に影響を及ぼす可能性があります。そのため、適切な規制も設ける必要があると考えています。

見直しのポイントといたしましては、新たな屋外広告物の種類として投影広告物を追加して、投影広告物の基準としては、現制度の映像装置の基準がありまして、これは自ら光るデジタルサイネージのようなものです。この基準と同等としてはどうかと考えております。

ちなみに、四角囲みの中に参考で映像装置の基準がございます。簡単にご説明しますと、(ア)では、市街化調整区域、あるいは第一種低層住居専用地域等々、住居関係の地域に掲出することはできません。(イ)表示面積は、通常の壁面看板等の4分の1以下とします。次の2ページに参りまして、(ウ)第一種住居、第二種住居及び準住居地域以外の地域で掲出する場合、屋上に掲出する映像装置については100平方メートル以下とします。(エ)1以上の道路の車線が4以上あり、信号機が設置されている交差点の周辺には設置することができないといった規定がございます。これらの映像装置の規定、基準を投影広告物にも当てはめていきたいと考えています。

大きい2番、先ほどの2ポツ目です。まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用についてでございますが、これらについては大きさ等の基準の適用を除外するとともに許可を不要といたしたいと考えております。(1)背景・理由でございますが、短期間のイベント時においても、屋外広告物条例の規定を守らなければ掲出することは基本的にはできないということになっています。一方で、より魅力的なイベントを促進して、にぎわいの創出につながるには、屋外広告物を積極的に活用することも求められていると考えています。そこで、まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物で公益性を有するものについては、条例の基準を一部緩和し、屋外広告物の掲出を容易にしてはどうかと思っております。その際、設置物の安全性や交通阻害性みたいなものについては規制を改めて規定していきたいと考えています。

見直しのポイントで、まずアの要件です。一定の要件を満たしたものについては基準を緩和するということにいたしまして、その要件についてこれから申し上げます。3ページぐらいにわたって要件が結構ございます。まず(ア)まちの活性化に資する公益性のあるイベントであることです。もう少し具体的に考えておまして、四角囲みを見ていただきますと、まちの活性化に資する公益性のあるイベントとはどういうことかという、aでまずイベントの主催者について規定していこうと思っております。国とか地方公共団体、公益法人等々でございます。あとbでイベントの内容が次のいずれかに該当することとして、地域の振興だったり観光の振興、まちづくりの推進等々のことであるという縛りを設けていきたいと。主催者と内容について縛りを設けていきたいと考えています。

要件の(イ)で、期間限定で掲出する屋外広告物であることということで、掲出期間を次のいずれかに該当する必要があるというように規定していきたいと。aで掲出期間は原則7日間以内とし、同一区

域で再度掲出する場合は、前掲出期間の5倍の日数を空けることと。すなわち、1週間7日間のイベントをやったとすると、その5倍、7掛ける5で35日間空けてそれ以降ならできますよとか、あるいは日曜日に1日だけのイベントをやったとしたら、1掛ける5で5日間、月・火・水・木・金は空けていただいて、次の土曜日からはできますよとか、そういう意味合いでございます。bで掲出する日から1年以内で、1日当たりの表示時間が原則10分以内であることということで、aのようなイベントもあるでしょうけれども、bのように毎日やるけれどもそれが原則10分以内と。例えば、毎日午後8時になると横浜の夜の光のイベントが始まりますとか、そういった感じを想定しています。7日だとか10分以内というのは原則と考えておまして、イベントの種類によってもっと必要だとか、いろいろあると思います。それには柔軟に対応していくということも考えておきます。

3ページに行きまして、(ウ) 公益性のある屋外広告物であること。四角囲みの中で、a 商業広告を表示する場合は、その割合が次の基準に適合するということが、こういう規制を認めてはどうかと考えておきます。(a)の投影広告物については、商業広告、純粋なコマーシャルの部分に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を、全体の表示時間と全体の面積の積で除して得た数値が3分の1以下であることとすごく難しく書いてありますが、要はコマーシャルが3分の1以下ということ。b)の投影広告物以外の屋外広告物についてはそれぞれ以下のとおりということで、面積で10分の1だとか20分の1だとかというように規定してはどうか。投影広告物、先ほどのプロジェクションマッピングのようなものがございますけれども、制作にすごくお金がかかるものだと考えておきます。何らかのスポンサーがいなくてなかなかつくれないと考えておきますので、投影広告物の純粋商業広告部分についてはかなり取ってもいいのではないかと考えておきます。

続きまして(エ)の景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないことということで、四角囲みでまずa、景観に配慮し、支障を及ぼさないことでは、(a)で表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるものとか、(b)で表示時間は原則10時までとすること、(c)(d)(e)は点滅の光が1秒間に何回以内とか、しま模様をやめてくださいとか、テレビの場合でも昔アニメを見ていてピカピカ光って子供が気分が悪くなったというような事件があったと思います。テレビジョンのほうでいろいろ映像のガイドラインが決められていて、それをこちらでも適用しようと考えておきます。

3ページの下でbでございますが、周辺環境に配慮し、支障を及ぼさないことということで、例えば(b)の第一種低層住居専用地域や第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に設置する屋外広告物のうち、映像または光の点滅を使用するものについては、当該地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすることということで、低層住居地域から見えないようにすること、見えた場合にも配慮することといったようなことを基準で設けようと思っております。

次の4ページに参りまして、cに道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこととしまして、(a)で表示内容が歩行者、車両運転者の注意を著しく引くおそれのあるものとして、次に掲げるものに該当しないことということで、細かい読ませるみたいなこと、文字は原則使用しないとか、幻惑させないでくださいといったような規定を設けようと思っております。

要件の最後でございますが、(オ)の掲出場所でございます。近隣商業地域または商業地域のみ限定したいと考えておきます。すなわち、みなとみらいだとか関内地区だとかそういった都市部の地域か、あるいは郊外部でも駅前については近隣商業地域や商業地域に指定されておきますので、駅前の地域のみ限定したいと思っております。

以上が要件の部分で、これらの要件を満たしたものについては、次のイで緩和する基準でこれを緩和したいと考えておきます。(ア)で禁止地域の適用を除外します。主な禁止地域といたしましては四角囲みでございますが、例えばaの開港記念会館から周囲40メートルの範囲内とか文化財の周辺、あるいはcやdだとかの高速道路や新幹線の周辺とかが禁止地域になっておりますけれども、この要件を満たしたらこれらを除外してはどうか。(イ)で禁止物件の適用を除外したいと。主な禁止物件といたしましては、橋りょう、街路樹、銅像、煙突などがございます。(ウ)で大きさなどの基準の適用を除外するということが、aで建築物の外面上に表示する面積はその外面の面積の10分の3以下までとかあるのと、あと先ほどの映像みたいなものについてはさらに4分の1といった面積規定がございますが、そういったものを適用除外にしていきたいと。そうしないと、プロジェクションマッピングみたいなものはできなくなってしまうと考えています。(エ)で事前届出により許可を不要としたいと。ただ、事前協議は原則必須として、庁内の課長会などを設けて表示内容の質についてはいろいろ向上させていきたいと考えておきます。

資料の5ページ目に参ります。ポイントの3つ目で、屋外広告物の安全性の確保でございます。屋外

広告物を掲出する者に対して、屋外広告物の管理に関する責任をより明確にするため、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化したいと。(1)の背景・理由でございますが、大型台風などにより、適切に管理されていない屋外広告物の落下等の重大事故が全国で発生しており、屋外広告物の安全性に注目が集まっています。現在は、屋外広告物の点検及び管理を行う者に対するの基準がなく、例えば看板の設置に知見がない方が行っている場合もあります。必ずしも実効性のある点検・管理が実施されているとは言い難い状況にあることもございます。そこで、屋外広告物の点検及び管理を有資格者に行わせるなど基準を設け、屋外広告物の安全性を高めてまいりたいと。

(2)の見直しのポイントでございますが、継続申請の事前の点検及び報告書の提出を義務化したいと。許可を受け設置された屋外広告物について、継続申請、主に3年ごとですけれども、これを行う際に屋外広告物を事前点検し、その報告書の提出を義務づけます。また、一定規模以上の屋外広告物の場合は、屋外広告士などの有資格者による点検を義務づけることを考えています。表のように現行ではこのようになっていますが、改正後はこのようにしたいと書いておりまして、一定規模以上の屋外広告物に関しては、屋外広告物の上端の高さが4メートルを超える位置に設置する壁面看板、袖看板、広告塔などに適用しようと考えております。その際には有資格者として屋外広告士、あるいは建築士、あるいは屋外広告物点検技能講習修了者のいずれかの点検報告が必要としていきたいと思っています。

次にイで管理者の設置を義務化したいと思っています。これも先ほどの一定規模と同じですが、一定規模以上の際には管理者として、これも有資格者、こちらは先ほどの有資格者と少し違いまして、屋外広告士、あるいは屋外広告物点検技能講習修了者、あるいは広告美術科の職業訓練修了者などでございます。点検のほうは建物あるいは構造物の構造的にきちんと知見のある人ということにしてございますので、建築士だとかを入れております。

続きまして、6ページに参ります。違法に掲出している屋外広告物に対する指導の実効性の確保についてでございます。(1)の背景・理由で、違法に掲出している貼り紙やのぼり旗などの簡易な屋外広告物は、屋外広告物法に基づいて直ちに撤去することが認められています。しかし、屋上看板など建物等に定着している屋外広告物の違反の場合、撤去するには、撤去命令を出した上で行政代執行を行う必要があります。時間がかかるという課題がございます。そこで、屋外広告物を掲出する者に自主的に撤去等を行うことを促す必要があると考えております。四角囲みを見ていただきますと、現行がこのような感じで命令を出して従わない場合は代執行ということですが、改正後につきましては命令を出した後に、従わない場合はその旨を公に公表しようということ、それによって抑止力を働かせるとともに、それは危ないものなんだと、違反しているものなんだということを市民にもお知らせすることができると考えております。

5のその他で、事務的なことも含めて、若干細かいところで修正も加えていこうと考えておりますが、説明は省略させていただきます。

次の7ページのスケジュール感でございますが、本日ご議論いただいておりますおおむねお認めいただけたならば、4月頃から市民意見募集を実施していきたいと思っています。5月に常任委員会と書いておりますが、これは市議会に報告していきたいと。9月に、条例でございますので市会に上程する必要がございます。とんとん拍子でいけば条例の公布が10月、条例を基に作る規則が3月、条例と規則の施行は令和4年4月を考えております。

次に、第4に意見募集の要領が書いてありますけれども、大体1か月間でやっていきたいと考えています。長くなりましたが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩村会長)

どうもありがとうございました。これは大変ですね。議論を始める前にちょっと質問したいのですが、今後のスケジュールというところに関連するのですが、ここで今日議論する、そこでいろいろな意見が出る、その結果としてそれを大体を了承する、というふうにいけるのでしょうか。これだけ細かいことがあると皆さんも分からないことも含めていろいろなご意見があつて、それがちょっと心配です。そうしたときに、4月1日から意見募集を始めるので間に合うかどうかということが若干気になりますが、いかがですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

宿題といいますか、ご提示した案を修正する必要がある場合は、事務局でまた検討させていただいて、まずは会長にご相談させていただこうかなと思っています。

(岩村会長)

僕の感覚だと、今日いろいろご意見が出ますよね。それを取りまとめて全部オーケーとは多分ならないと思います。ということは、どこかまでにメールか何かで送っていただいてご意見を募集して、その

上で実際に会うかどうかは、年間に2回しかやっていませんから、多分集まることは不可能だと思います。だとすると、何か別の方法で、この審議会としての意見を取りまとめた上で、皆さんにご意見を頂くというようなことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

最後のところが聞こえづらかったのですが。

(岩村会長)

皆さんのご意見を、例えばメールでやり取りするかZoomでやり取りするかは分かりませんが、その結果を取りまとめた上で4月1日からの意見募集に流れていくとしないと、生煮えの状態でこういう議論が終わるような気がしてしょうがないです。ものすごく事項が多いですから。

(事務局) 吉田景観調整課長

では、基本的にそのようにさせていただきたいと思います。

(岩村会長)

今日から新しく委員になられた方も、恐らくこの条例についてはご存じないこともいっぱいあると思います。ですから、それも含めて考えると、多少時間を頂いたほうがいいかなという気がします。

(事務局) 吉田景観調整課長

本日この場で可能な限りご意見を頂いて、さらにある場合にはいつまでということでご意見を頂戴して、それに対して事務局の修正案、あるいは修正できない場合もあると思いますので、その理由を添えてメールでやり取りさせていただきたいと思います。

(岩村会長)

そういうことを前提に皆さんからご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

(小泉副会長)

プロジェクトマッピングを屋外広告物の中でどのように扱っていくかということはずっといろいろところで議論や意見が出てきていましたので、ここでしっかり条例に組み込もうとしていることはとてもよいと思って伺っていましたが横浜市だけではなくほかの自治体の条例などでプロジェクトマッピングはどのように扱われるような動向なのかというのを教えていただきたいのが質問のまず一つです。

もう一つは、1ページ目の一番下の四角い参考のところ、プロジェクトマッピング、投影広告物を、現制度の映像装置の基準と同等の仕組みをつくっていかうとされているので参考としてここに書かれているのですが。私はあまりプロジェクトマッピングの仕組みをよく理解できていないこともあり、サイズが、いわゆる映像装置、ここに映像装置がありますというのと同じような書き方で間尺が合うのかがぴんとこないのです。例えば装置の向きを変えるとか、あるいは映像が動いているので、先程の事例のファイナルファンタジーのようなダイナミックなものは余計そう見えますが、投影されている範囲と実際に動いている映像で見えているところの量とかが変わっていく感じがします。そういう位置とか見えているものとか、屋外広告物では必ず問われるようなサイズと位置が投影可能になっている、固定の光が当たる範囲のサイズというのが、イコール映像装置の枠というのですか、映像の枠と同サイズだというような意味でのサイズなのか、その辺をどうやって、これから意見を交わしていくプロジェクトマッピングのサイズとして捉えていいのか、よくまだ私が理解できていないので、そのあたりも教えてください。

(事務局) 吉田景観調整課長

まず最初の、ほかの自治体の動向です。全てを把握しているわけではありませんが、東京都では投影広告物について基準を設けるように条例を改正し、それで施行されているという情報を聞いております。それ以外の自治体ではまだそこまで条例を改正したといったところは聞いておりません。ちなみに、国ではプロジェクトマッピング、投影広告物について、やはり問題意識を結構以前から持っていて、各自治体に対して基本条例といいますかガイドライン、もし条例を新たに制定するならばこのようにと標準条例的なものを示しております。我々はその国のガイドラインを見ていまして、それを踏まえまして我々の条例の改正案も決めていこうと思っております。1つ目は以上です。

2つ目で、光の当たる位置といいますか、映像装置の場合はスクリーンが必ず決められて、そのスクリーンの範囲内で光が動いたり、何か絵が表示されたりというのがあると思います。プロジェクトマッピングは投影するものですから、大きさというのは結構自由に決められます。表示面積は光が何かに当たって、その光が当たる面積を面積として何分の1というような基準を設けていきたいと思っています。以上です。

(岩村会長)

よろしいですか。

(小泉副会長)

はい。

(岩村会長)

では、泉委員。

(泉委員)

今の質問に関連しての質問ですが、今回の条例の修正は、現在ある条例に投影広告物を追加するということでしょうか。あるいは、国のガイドラインにありますような投影広告物条例を設定するということでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

国のほうでは、新たに条例を追加した場合というガイドラインになっていますが、横浜市の場合は、今ある条例を改正して、何条というのを付け加えたり、あるいは改正したりということで、新たに1つの条例をまたつくるということではありません。今まである条例の改正です。

(泉委員)

それは東京都も同じでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

はい。東京都も同じでございます。

(泉委員)

その場合に、このような投影広告物の基準を一つ、大きさですとか設けること以外に新たな要件が必要ではないかという点については、追加の要件を検討されているのか、もしくは資料にある基準、現制度の映像装置の基準を追加するだけの案なのか、そのあたりを教えてください。

(事務局) 吉田景観調整課長

今回、1つ目の改正ポイントで投影広告物を定義して、映像装置の基準と同等としたいということと、あと2つ目のまちの活性化に資するイベントのための活用は、実は投影広告物をメインターゲットとしてつくっています。まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する規制の緩和やその要件というのを決めようと思っておりますが、それについても国のガイドラインに載っているものを参考にしながら我々としては検討しております。ここまで我々としては条例改正で決めていきたいということでございます。

(岩村会長)

ガイドラインの国の所管はどこですか。

(事務局) 瓜田景観調整係長

国土交通省の都市局公園緑地・景観課でございます。

(岩村会長)

公園緑地課。

(事務局) 瓜田景観調整係長

はい。

(泉委員)

今の件に関して、もう一つだけ。まちの活性化に関する公益性のあるイベントに入る前の一般的な投影広告物自体についても、資料の2(2)ア(エ)の「景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと」に書いてあるような具体的映像に関する規制、例えば、アニメーションなどの規制にあるような、a(c)「表示内容に、映像、光の点滅を使用する場合には原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに」というようなものですか、めぐりましてcにあるような「道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさない」というような、安全を阻害しない要件がやはり大事なのではないかと思います。緩和の中の要件ではなくて、一般的な投影広告物の要件として、このような点を検討されるご予定はあるのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

検討したいと思いますが、プロジェクションマッピングみたいなものと、まちの活性化に資する公益性のあるイベントのための要件を満たさないとすると、そもそもすごく小さい面積しか表示できない。さっきの壁面の10分の3のさらに4分の1、40分の3しか表示できないということになるので、あまりそういうイベントというのは、そういう映像というのは、想定はなかなかできないのかなというのがございます。おっしゃっているご意見は分かりましたので、設けるか設けないかについては検討していきたいと思っております。

(岩村会長)

ほかにどうぞ。

(山崎委員)

単純な質問で申し訳ないですが、私には文章が難しくて分からなかったところがありまして、4ページのイに緩和する基準というのがありますよね。禁止地域の適用を除外しますとありますけれども、適用なのか除外なのか、私にはよく分かりませんでした。括弧の中に書いてあるのが禁止地域ですよね。結局どちらなのでしょう。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。通常の場合は、禁止地域というのが適用されてしまうので禁止です。例えば開港記念会館から周囲40メートルの範囲内は、屋外広告物を表示してはいけないという禁止地域です。それを除外するので、できるようになるという意味です。

(山崎委員)

イの橋りょうとか街路樹とか銅像とか煙突も除外されているから、やっても構わないというほうに入るのですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

前段に書いてある条件を全て満たす場合はやっても構わないと。例えば橋りょうに映像を映しても構わないという意味です。

(山崎委員)

分かりました。ありがとうございます。

(馬場委員)

市連会としてお話ししておきたいのですが、今後のスケジュールが示されておりますけれども、市民の意見を聴くというのはパブコメですよね。そうしますと、通常、手続上は市連会を通じて区連会に落として周知することになっています。今度の市連会は3月12日を予定しています。緊急事態宣言が延長されなければこの日にやると思っています。区連会はその後ですから、20日ぐらいになってしまうと思えます。そうすると、4月1日からの周知はなかなか難しいと思えますので、その辺は考慮していただけたらありがたいです。よろしく願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

横浜市の市民局と相談して決めたいと思えますが、市民意見募集のやり方には、横浜市のパブリックコメント要綱の中で、必ずこういったものはやらなければならないというもの、任意の市民意見募集というものがございます。こちらの場合は必ずやらなければならないという類いのものには該当していませんので、我々としては任意の市民意見募集をやりたいと考えております。その際の市連会あるいは区連会への周知の仕方については、市民局と相談していきたいと思えます。ありがとうございます。

(馬場委員)

分かりました。通常の手続でいくとなかなか難しいのではないかと私の考え方ですので、その辺は市民局とよく相談してください。

(田中委員)

プロジェクトマッピングの規定範囲というのがいま一つまだよく分かっていないところがありますが、先ほどは大規模な建物にプロジェクトマッピングを映すというのを2例見せていただきました。例えば2階以上にあるような店舗が自分のお店の広告を歩道などにプロジェクトマッピングで映すような例があった場合、今の段階で横浜市はそういうものについてどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

(事務局) 吉田景観調整課長

お店なので自分の店先で照らしたりする例は確かにあったりすると思えます。道路にそういうものを映し出すことは、先ほどの山崎委員のご質問にもありましたけれども、実は道路の路面は禁止物件です。ですから、そういったことは原則してはいけない行為になっています。ただ、こういった要件を満たして、横浜市を挙げて大々的に何かイベントとしてやるといった場合には、先ほどあったように禁止物件についても活用できますので、そういう場合はいいかと思えます。通常の店先でやるようなものは、基本的にはやってはいけない行為だと思っています。そういったものがある場合には、我々は指導していく立場にございます。以上です。

(田中委員)

ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかにいかがですか。

(齋藤 (和) 委員)

3 ページの (エ) の 2 つ目の四角の中の a (a) で、表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるものというのは、どう解釈したらいいのかというか、いろいろな解釈ができてしまうと思いますが、もう少し具体的に何かありますか。

(事務局) 吉田景観調整課長

不特定多数が理解できる、例えばさっきのピカチュウなどは日本の中でかなり理解されているものではないかと思います。これは表示内容なので映像だけではありませんが、例えば一部の団体や一部の人がしか扱っていないマーク、その人でないと分からないものを映像で出すことは、この要件を満たさないで緩和できませんよとしたいと思ったので、このような記載をしております。表現の仕方が分かりにくいところがあるのかもしれませんが、その点は検討したいと思います。分かっていただけでしょか。

(齋藤 (和) 委員)

どこからどこまでを一般の人が分かるかとするかという基準がちょっと分かりにくいかなと。私が思ったのは、抽象画とか、ぱっと見何を描いているのか分からないような絵とかありますよね、そういうものだと不特定多数は理解できないと思ったのですが、一部の人が知らないようなマークとか何かというのだと、みんなよく知っているよと言うかもしれないし、いや、知らないと言うかもしれないし、その辺の基準がちょっと曖昧だと思うので、もう少し分かりやすくできないかなと思います。

(事務局) 吉田景観調整課長

おっしゃるとおりだと思います。ここはいろいろ定性的な表現になっておりまして、なかなか定量的に表現しにくいところだと思っております。いずれにしてもこの要件を満たして緩和について適用する場合は、協議をした上で事前届出をしてもらおうと思っておりますが、事前協議が必要になってきますので、その協議の中で横浜市と事業者側で相談していった着地点を決めていくと。そのような運用をしていきたいと思っております。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。2 ページの一番下の四角ですけれども、(イ) の a に同一区域で再度掲出する場合はと書いてありますが、同一区域の定義はどういうことでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

同一区域の考え方もいろいろありますが、基本的には同じ建物だとか同じ敷地内というような考え方かと思っています。

(岩村会長)

それは明記したほうがいいですよ。同一区域というと相当広いエリアをイメージします。

(事務局) 吉田景観調整課長

この言葉だと広いエリアをイメージされる場合もありますよね。言葉については検討させていただきます。ありがとうございました。

(岩村会長)

時間が大分過ぎましたので、全体の流れをまとめてみたいと思います。一つは、広告物というものが非常に多様化していて、特に新しい技術を適用したような広告物も随分現れてきたと。そのうちの一つが例えばプロジェクションマッピングだということですよ。ただ、これの使い方も、コンテンツもものすごく日々新しくなっていく。そうした場合に、こういうものの条例は後追いになるということですよ。完全に後追いにならないのは不可能ですから、ある程度先取りをするためにこういうものの映像広告物、プロジェクションマッピングを含めて、ある一定の条件の下に街並みあるいはまちづくりを活性化させるために認めていきたいというのが恐らく基本的な考え方ですよ。その条件を煮詰めていけばいくほどのものすごく細かいことに行き当たってしまうと。そこでいろいろ文書の問題だとか定量的な問題だとか定性的な問題も含めてですけれども、分かりやすい文章でまとめていく必要があって、それがまだ生煮えの状態だというのが実態だと思います。

そういうことを考えると、これから例えば1 か月なら1 か月の間に、生煮えの状態からもうちょっと分かりやすくしていくことが少なくとも必要で、その段階に我々は今いるんだという感じですよ。パブコメもやらなければいけないものの範疇には入っていないくて、非常に柔らかな形でやっていきたいということであれば、時期的な問題もある程度調整が利くと思います。ですから、4 月 1 日というのはいかにも大変だなという気がしますが、そういう全体の流れの中でより分かりやすく条例を改正していただいたらありがたいなと思います。どうでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。市民意見募集については任意のものであって、なるべくその時点での横浜市のお考え方を市民の方にお示ししてご意見を頂こうというものでございます。意見募集というか、条例につきましてはもちろん市議会に上程して、その中で市議会議員の意見も当然あった上で決められていくものと考えていますし、あるいは今日ご説明した中身は条例そのものに記載するものではなくて、細かい数字の規定等については規則だとか、あるいは規則のまた下にも決め事をつくっていく場合もございます。その中で記載していく性格のものもございます。規則を決めていくに当たりまして、規則は規則で再度パブコメをやっていきたいと考えていますので、なるべく4月からやりたいと思っていますが、4月に行っていくパブコメは大枠について市民の方にご覧いただくといったことで考えています。本日、委員の皆様方から頂いた意見とこれから頂く意見については事務局で内容について検討させていただいて、市民意見募集に諮っていく内容についてはまた表現等も検討していきたいと思っています。その前には委員の皆様方にもご覧いただいた上で市民意見募集をしていきたいと思っています。

(岩村会長)

一つ伺っておきたいのですが、任意のパブコメとそうではないものがあるというのを僕は知らなかったのですけれども、任意の場合と必須というのですかね、その場合の違いは何ですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

必須のものは横浜市の要綱の場合、限定列举的に基本構想とか何とか計画とかがあります。それと、市民の生活に非常に影響の大きいものというような記載もありますけれども、それに該当するか該当しないかというところでございます。

(岩村会長)

あまりはっきりした線は引かれていないのですね。

(事務局) 吉田景観調整課長

そういうところもございます。

(岩村会長)

分かりました。そろそろ終了したいのですが、ほかに特にご意見があったらお願いします。よろしいですか。それでは今の件については取りあえずこれで止めておいて、今後の流れに従いたいと思います。

(泉委員)

点検のほうももう終わりでしょうか。点検と管理者の設置について1点だけご確認したいことがあります。屋外広告物の安全性の確保のための点検義務と管理者設置義務についてお伺いします。一定規模以上の屋外広告物について、屋外広告士等の有資格者の点検と管理を要するというような内容であるかと思えます。この基準について、ここに書いてあります意味を教えてくださいなのですが、屋外広告物の上端の高さが4メートルを超える位置に設置するというのは、高さが4メートルを超えるという意味なのか、設置する位置が4メートルよりも上に設置されているという意味なのか教えてください。

(事務局) 吉田景観調整課長

例えば壁面看板であると、壁面看板自体の上端が地上から4メートルを超える位置、つまり人間の背よりも高いところに壁面看板の上端が来るようなところに位置する、あるいは大きな看板に関して一定規模以上と言おうと思っております。

(岩村会長)

4メートルですと1階分より高いと。人間で4メートルという人はいませんからね。

(泉委員)

そうすると、看板の大きさではなく位置だということでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

そうです。位置です。

(岩村会長)

上端の位置ですよ。

(泉委員)

そうすると、大きな看板だから落下したら危ないとか設置の時期が古いからということではなく、やはり高さで一定の基準を決めるというのが今回の条例の趣旨だということでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

そうですね。高いところにあるもので落下して危険だという趣旨でございます。

(泉委員)

この点、定めている自治体が幾つかあればということですが、他の自治体などはどのような基準で定めているか、参考に教えていただけたらと思います。

(事務局) 吉田景観調整課長

先ほどのプロジェクションマッピングはまだ東京都だけという話をしましたが、安全性の面は、実はいろいろな自治体でいろいろな決め方をしております。むしろ横浜市は結構遅いぐらいの話でございまして、大きいものに対していろいろ規制をかけていく都市が多いように思っています。具体的にどこの都市がどのように定めているというのは今お話することはできませんが、大きいもの、やはり4メートルというのがいろいろな自治体で決める数字では多いと私は感じています。以上です。

(齋藤(貴) 委員)

今は県内の事例ということで、横浜、川崎、相模原みたいに独自に条例を持っているところもありますが、一般市は県の条例を適用しております。県の条例でも建築物の上部の突出広告物の高さが4メートルを超えるときは特定屋外広告物安全管理者を置くことになるという規定がございますので、一応4メートルというのが一つの基準になっているかなと。

(岩村会長)

恐らく僕の感じですと、1階の高さが4メートル500ぐらいですから、それ以下ということで決めているのだらうと思います。よろしいでしょうか。

(泉委員)

よろしければ最後に趣旨について教えていただければと思います。

(事務局) 吉田景観調整課長

岩村会長がおっしゃったように、建物の1階より高いということもございまして、あと建築基準法的に申しますと、工作物、例えば広告物の単独で立っている広告塔、ファミリーレストランでよくありますけれども、棒が立っていてその先にファミリーレストランの名前が書いてあって、遠くからも見やすい広告塔みたいなものは、建築基準法の確認が必要な場合があります。その場合というのが、高さが4メートルを超えるものについては建築確認が必要だと。すなわち、構造的にしっかりしたものでないと立てられませんというようなこともございまして、4メートルという数字にはそのような意味合いもございまして。以上です。

(泉委員)

ありがとうございます。今の4メートルの制限ですが、全ての広告物に係るのではなく、どこの文章まで係るかという点だけの確認ですが、全ての屋上看板及びアーチという部分だけは係らないと読むのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

5ページの※1の文章を見ますと、4メートル以上が係るところは、壁面看板、袖看板及び広告塔・広告板です。ここまでが4メートルと。「並びに」で結んであって、屋上看板とアーチは4メートルではなくて全てという読み方でございます。

(泉委員)

ありがとうございます。できるだけ分かりやすく記載があるとありがたいと思います。

(岩村会長)

そんなところも含めて案文の調整をこれからしていくこととなります。今後どのように流れていくのか見えないところもありますが、できるだけ皆様のご意見を取り入れた上で、一応私のほうで取りまとめ、それを皆さんにお返しするというところでよろしいですか。

(了承)

(岩村会長)

それでは、今日のご意見も含めて、文案の作り直しを始めて、できるだけ早く皆さんに回しましょう。いつ頃までですかね。2週間ぐらい、1週間。

(事務局) 吉田景観調整課長

我々としては今後1週間ぐらいでご意見を頂けたらと思います。

(岩村会長)

1週間で。年度末で忙しいですが、しょうがないですね。

(事務局) 吉田景観調整課長

よろしく願いいたします。

(岩村会長)

では、そのように取扱いをさせていただきます。大分時間が過ぎましたので、次に移りたいと思いま

す。

報告事項

ア 屋外広告物の安全啓発

(岩村会長)

次第(3)報告事項アです。審議事項ではありません。屋外広告物の安全啓発について、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

以降は報告事項でございます。時間もあれですので、簡単に紹介させていただきます。まず報告事項のアで、屋外広告物の安全啓発の取組につきましてご報告いたします。

1番で従来毎年やっております、商店街を対象とした安全点検まち歩きでございます。本年度もいろいろ進めてございまして、(2)の表の下の方に令和2年度実施結果とございますが、本年度は8つの商店街さんに申し込んでいただいて、まち歩きを実施しようとしておりました。11月ぐらいから始めて、12月14日、中山商店街から始めて馬車道商店街まで5つの商店街でまち歩きをさせていただきましたが、その下の鶴見区仲通り、天王町、たまプラーザは1月から2月の日程で決めていましたけれども、コロナで緊急事態宣言が出てしまいましたので、まち歩き自体はやむなく中止という扱いにさせていただきました。ただし、商店街の看板の安全性につきまして、実は全て、5つの商店街もそうですが、我々と神広美さんのほうで事前点検をしております。その事前点検の結果につきまして、仲通り商店街、天王町、たまプラーザといった皆さんで実際に歩くことができなかった商店街に関しても、我々の事前点検の結果を周知させていただいて、商店街で活用していただこうと考えております。

裏面に行きまして2ページ目でございます。令和3年度も引き続きまち歩きをやるとともに、それ以外に安全啓発の動画の作成なんかもやっていきたいと考えております。さらには2番でその他の取組といたしまして、許可申請が出ていない、途中で終わっている看板もございまして、それは実際に撤去されて許可が出てきていないというのがありますが、そうでないものも場合によってはあるのかなと思っています。それらについて現地確認をするということも今年度から始めております。来年度も引き続きやっていこうと考えております。この報告は以上でございます。

(岩村会長)

何かご質問はございますか。随分長い間やっていまして、非常に有効な取組だと思います。

イ 「横浜サイン」普及啓発事業

(岩村会長)

それでは、次の報告事項をお願いいたします。横浜サインのことですね。

(事務局) 吉田景観調整課長

報告事項イでございます。「横浜サイン」普及啓発事業についてでございます。広告物やサインで機能性やデザイン性が高く横浜の魅力ある景観をつくる広告物を横浜サインと名づけて平成25年からその普及啓発に取り組んでおります。今後、この普及活動をどのようにしていこうかというような案を1番に書いていまして、(1)の横浜サイン賞は平成28年度に1回だけやって、この4年間開催していなかったものですが、来年度からまたやっていきたいと思っております。ここに書いてありますが、2段落目で受賞作品を市のホームページで積極的にPRするとともに、表彰プレートなども作成して店先に飾ってもらうことによって、受賞の意識を高めたりよりよい看板づくりを促進するといったことをしていきたいと思っています。基本的に2年に1度の募集表彰として、1回当たり10から20ぐらい、少し多めに選定してはどうかと考えております。

ちなみに、後ろのほうに第1回横浜サイン賞のパンフレットをつけております。これは4年前のサイン賞のときの表彰作品が並んでおります。このときは小田薬局以下6つの看板等につきまして表彰させていただきました。

表紙に戻りまして、それ以外にもパネル展などももちろんやっていきたいと思っております。横浜サイン賞と関連づけて、サイン賞の一次審査を通ったものをパネルにして、一般市民の投票なども参考にしながら進めたらどうかという思いもございまして。(3)のフォーラムでございます。実は2月27日に、岩村会長にもお願いしながらフォーラムを開催したいと思っておりましたが、これもコロナの緊急事態宣言中ということで、今回は延期させていただきました。フォーラムも引き続き進めてまいりたいと。(4)のその他でございます。ワークショップやまち歩き等、お子様からお年寄りまで幅広い市民に対して横浜サインの興味を高めるツールとして進めていきたいという思いがございまして。

めくっていただきまして2ページでございますが、令和2年度の普及活動の実施結果でございます。横浜サイン展2020を令和2年10月1日から10月5日まで、場所は新都市プラザ、横浜駅東口のそごうビル9階のシビルプラザで展示しました。延べ1000人ほどの来場者がいらっしやって、アンケート調査なんかも取りながらやりました。一番下のウでは来場者からの反響なども載せてございますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

3ページに参りまして、3番は令和3年度の実施の予定でございます。まず(1)は冒頭で申し上げました、サイン賞については募集を開始していきたいと思っております。具体的には表にございますように、6月13日からサイン賞候補の募集を開始していきたいと思っております。この日にキックオフイベントも兼ねまして、2月27日に行うことのできなかつたサイン・フォーラムを開催したいと思っております。場所は下にございますけれども、横浜市役所アトリウムを考えております。サイン賞は9月上旬に一次選考。一次選考を通つたもので11月にパネル展。その後1月ぐらいに二次選考。3月に表彰といった段取りを考えておまして、選考だとか、あるいは選考する前、募集のレギュレーションを決めるときに、今日の会議の冒頭に決めていただいたデザイン検討部会でご議論いただいた上で、レギュレーションを決めていったり一次選考、二次選考の案をつくつたりといったことをしていただけたらいいかなと思っております。

パンフレットで第1回横浜サイン賞、あと今年度2020年に行つた横浜サイン展2020のパンフレット、あとサイン・フォーラムはこれまで4回ほどやっていますが、第1回横浜サイン・フォーラムのパンフレットをつけておりますので、また後ほどご覧いただけたらと思います。この報告は以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。何かご質問はございますか。

ウ 観覧車の照明演出

(岩村会長)

特にないようでしたら最後のご報告事項として、ウ、観覧車の照明演出について、事務局からご報告をお願いします。

(事務局) 吉田景観調整課長

報告事項ウでございます。観覧車の照明演出ということで、令和2年2月に行つた第65回のこちらの審議会におきまして、概要をお知らせいたしました。セントパトリックデーに合わせた観覧車の照明演出に関しまして、昨年度3月に行いましたが、この実績と、今年度もやっていきたいということについてご報告させていただきます。

1番のセントパトリックデーについてですが、アイルランドのナショナルデーでありまして、アイルランド国内ではパレードを行うなど、盛大にお祝いされております。また、近年ではアイルランドにまつわる全てのものをたたえる日といたしまして、世界各国でお祝いされているという状況がございます。

2番は昨年度の照明演出でございます。第16回セントパトリックデーパレード横浜元町を開催しようと思つていましたが、これもちょうどまたコロナの関係で、パレード自体は中止されてしまいましたが、コスモクロックの特別演出については行いました。日時は3月14日、17日に毎時0分、15分、30分、45分に約1分間の演出ということで行いました。演出の内容について図がありますけれども、三つ葉のクローバーなどを表示したということで、そのときの画像がございますのでご覧いただけたらと思います。

(動画再生)

これはアイルランドの国旗をイメージして、3色の色を出しています。次に、三つ葉のクローバーをイメージした画像になって、それが揺れたりしています。このような特別演出を昨年度3月14日と17日に行いました。

一番下の3番の今年度の照明演出についてでございますが、パレードについてはやはりこの時期はできないということですが、コスモクロックの照明演出については昨年度と同様に行つていきたい。ただ、その演出の予定日は今回少し長めに取つておまして、3月13日土曜日から17日水曜日と。17日がセントパトリックデーです。ご報告でございます。以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。何かご質問等はございますか。

特にないようですので、本日の審議は終わりたいと思います。

	<p>閉 会</p> <p>(岩村会長) 何か事務局からご報告あるいは付帯事項はございますか。</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長 その他はございません。</p> <p>本日の議事録につきましては事務局でまとめまして、その後委員の皆様にご確認いただいた上、会長に最終的な確認をお願いして公開してまいりたいと思っております。事務局からは以上です。</p> <p>(岩村会長) ありがとうございました。それでは大変ご熱心な議論をありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。ご苦勞さまでした。ちょっと時間が遅れました。申し訳ありません。</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長 熱心なご議論をありがとうございました。それでは、第67回屋外広告物審議会はこれで終わりとさせていただきます。長時間ありがとうございました。</p>
資 料	<p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出【審議事項イ】</p> <p>(4) 野外シネマ上映のためのスクリーンの設置【審議事項ウ（ア）】</p> <p>(5) 照明塔への屋外広告物の設置【審議事項ウ（イ）】</p> <p>(6) 横浜市屋外広告物条例等の改正【審議事項エ】</p> <p>(7) 屋外広告物の安全啓発【報告事項ア】</p> <p>(8) 「横浜サイン」普及啓発事業【報告事項イ】</p> <p>(9) 観覧車の照明演出【報告事項ウ】</p>
特記事項	